

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年8月14日まで縦覧に供する。

平成19年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人中讃丸亀センター

土居 寛子

善通寺市原田町1344番地2

3 定款に記載された目的

本法人は、人口の高齢化が急速に進展する社会情勢の中にあつて、地域社会を豊かで住みよくするため、高齢者や障害者などに愛・忍耐・技術をもって福祉活動に関する事業を行い、福祉の充実した町づくりの推進に寄与することを目的とする。